

賃金の支払の確保等に関する法律

「賃金の支払の確保等に関する法律」(昭和51年法律第34号)にもとづき、52年4月1日より、事業主は、退職金支払のための保全措置を講ずるよう要請されておりますが、この特定退職金共済制度に加入した事業所については、その必要がありません。



制度の特色

①掛金は1人月額30,000円まで非課税です。

この制度は所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済制度」として、所轄税務署長の承認を得ています。したがって事業主が負担する掛金は、1人月額30,000円まで損金または必要経費に計上できます。しかも従業員の給与になりません。

(所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条)

②過去勤務期間の通算の取扱ができます。

この制度に新規加入する事業所の場合、以前から勤続している従業員については、過去勤務期間の通算の取扱を受けることによって、実際の勤務期間に応じた退職金を支給することができます。

●過去勤務期間通算……最高10年間 ●過去勤務通算口数……最高22口(22,000円)

この取扱による掛金は全額が損金または必要経費に計上できます。

- ③この制度を採用することにより、退職金制度が容易に確立できます。
- ④毎月定額の掛金を支払うだけで将来支払うべき退職金を計画的に準備できます。
- ⑤退職金制度の確立は従業員の確保と定着化をはかり、企業経営の発展に役立ちます。
- ⑥中小企業退職金共済制度との重複加入も認められます。ただし他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。

掛 金

●基本掛金月額

従業員1人につき1口1,000円で、最高30口まで加入できます。

●口数の増加

お申出により30口を限度として加入口数を増加させることができます。
※この制度の掛金は全額事業主負担です。

●過去勤務掛金月額

基本契約のほかにも所定の過去勤務掛金が必要となります。

●掛金の運用

当商工会議所がアクサ生命保険株式会社と締結した新企業年金保険契約にもとづきアクサ生命保険株式会社に委託します。また、給付金額は、将来の金利水準、その他の変動により改定されることがあります。

なお、給付金額の改定は、特定退職金共済規程にもとづき、商工会議所常議員会の議決を経て行います。

※掛金として払い込まれた金額(運用益を含む)は、事業主に対してはいかなる理由があっても返還されません。

給付金

●この制度の給付金はつぎのいずれかとなります。(別紙参照)

①退職給付金

加入従業員(被共済者)が退職したとき、退職給付金が支払われます。

②遺族給付金

加入従業員(被共済者)が死亡したときには、退職給付金に加入口数1口あたり10,000円を加えた遺族給付金が遺族に対して支払われます。

③退職年金

加入従業員(被共済者)が加入期間10年以上で退職したとき、希望により退職年金が10年間支払われます。

●給付金の受取人

この制度の給付金の受取人は加入従業員(被共済者)です。

給付金は、加入従業員指定の口座に振り込んで支払います。

なお、本人死亡のときは労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位によります。



解約手当金

やむを得ず途中で契約を解約した場合、解約手当金(退職給付金と同額)を、加入従業員(被共済者)に支払います。解約手当金は、加入従業員指定の口座に振り込んで支払います。

◆税務と経理処理について

事業主が負担した掛金は全額損金または必要経費に計上できます。

加入従業員(被共済者)が受取る退職給付金は退職所得、退職年金は雑所得となります。また、遺族給付金は死亡退職金として相続税の対象となり、解約手当金は一時所得となります。(所得税法施行令第72条、第183条、相続税法第3条)

※記載の税務取扱は令和3年6月1日現在の税制に基づくものです。今後取扱いが変わることがあります。

過去勤務期間通算の手続

- ①特退金過去勤務期間通算制度申込書(所定)の提出
- ②過去勤務通算期間の決定
入社日から制度加入日までの期間を「過去勤務通算期間」として従業員ごとに設定してください。10年を限度とし、1年未満は切捨てます。
- ③過去勤務通算口数の決定
過去勤務通算口数は22口(22,000円)を限度とし、基本掛金口数もしくはそれ以下の口数で設定してください。
- ④過去勤務掛金とその払込期間
過去勤務掛金は通算期間、通算口数および払込期間により、個人ごとに計算されます。詳細については、商工会議所にお問合せください。

◎払込期間:過去勤務通算期間は同一年数です。ただし、通算期間が5年以上の場合は5年とします。

過去勤務通算期間	1年	2年	3年	4年	5~10年
払込期間	1年	2年	3年	4年	5年